

稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業補助要綱

令和3年8月1日  
市長決裁

（趣旨等）

第1条 この要綱は、市内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に基づく障害者通所事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所事業（以下これらを「通所事業」という。）を運営する社会福祉法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び民間の任意団体（以下「団体等」という。）に対し、障害児（者）の自立と社会参加の促進を図るため、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において使用する用語の意義は、支援法、児童福祉法、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象者は、重症心身障害児（者）または医療的ケア児（者）の利用を予定する次の各号に掲げる事業所（以下「障害児（者）施設」という。）を、市内に設置する団体等とする。

- （1） 児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している事業所
- （2） 生活介護を実施している事業所

（補助金対象経費）

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、前条の事業所を設置するための建物の借り上げに要する費用とする。

（補助金交付額等）

第4条 補助金の交付額は、予算の定める範囲を限度とし、別途要領に定める金額とする。

（補助金の交付期間）

第5条 補助金の交付期間は、初めて交付決定を受けた日の属する月から60月を限度とする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、稲城市補助金等交付規則（昭和

40年稲城市規則第69号) に定めるところによるものとし、その他必要な事項については福祉部長が交付要領に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。